

吉岡町公共施設等総合管理計画（概要版）

平成 29 年 3 月

公共施設等総合管理計画とは

【目的】

公共施設等の現況を調査・把握し、データベース化を行い施設の基礎資料として取りまとめた「吉岡町公共施設白書」をもとに、人口動態や今後の財政状況等を踏まえ、総合的かつ長期的な観点から、有効活用や適正配置、適切な維持管理等、公共施設等の在り方及びマネジメントに関する基本方針・基本計画を策定することを目的としています。

【計画期間】

2017 年度(平成 29 年度)から 2056 年度(平成 68 年度)の 40 年間
※本町を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえて見直しを図ります。

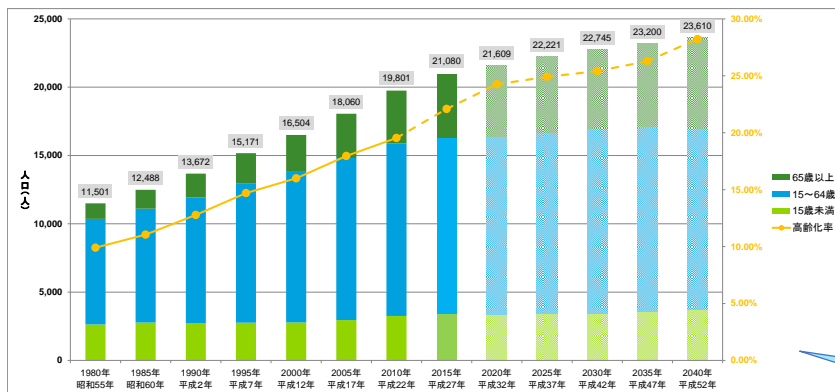
【対象施設】

本町は、庁舎、小中学校、文化施設やスポーツ施設など多岐にわたる施設及び道路・橋梁・上下水道施設などのインフラを保有しています。本計画において対象とする公共施設等は、すべての公共施設とインフラ資産とします。

現状と課題に関する基本認識

1. 高齢化の進行および人口構成の変化によるニーズの変化

町全体の人口推移

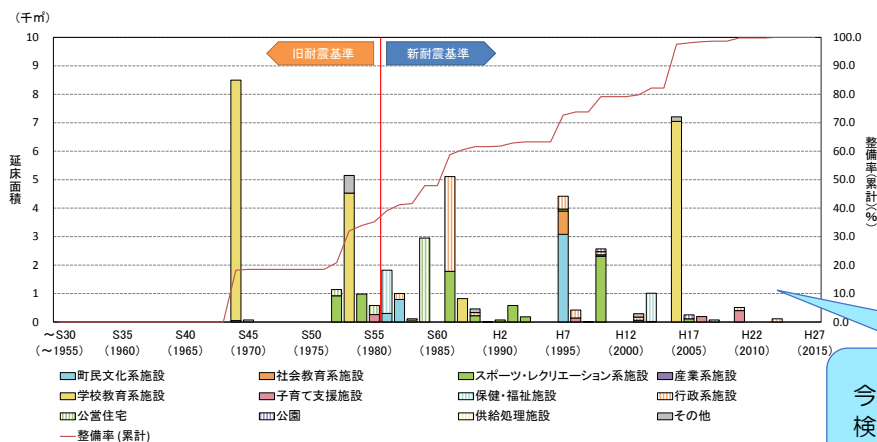


吉岡町の人口は増加していますが、年齢区別の人口構成割合をみると、昭和 55 年に人口の 22.9%を占めていた年少人口割合（15 歳未満）の人口は、平成 27 年には 16.4%に減少しています。老年人口割合（65 歳以上）は、昭和 55 年に人口の 9.9%を占めていましたが、平成 27 年には 22.1%に増加しています。更に、平成 52 年には年少人口割合はさらに低下し 15.8%に、老年人口割合はさらに上昇し 28.2%になると推計しています。

人口は増えるが、高齢者の割合も増加
→社会保障費増大による財政力の低下、公共施設に対するニーズの変化

2. 公共施設の老朽化

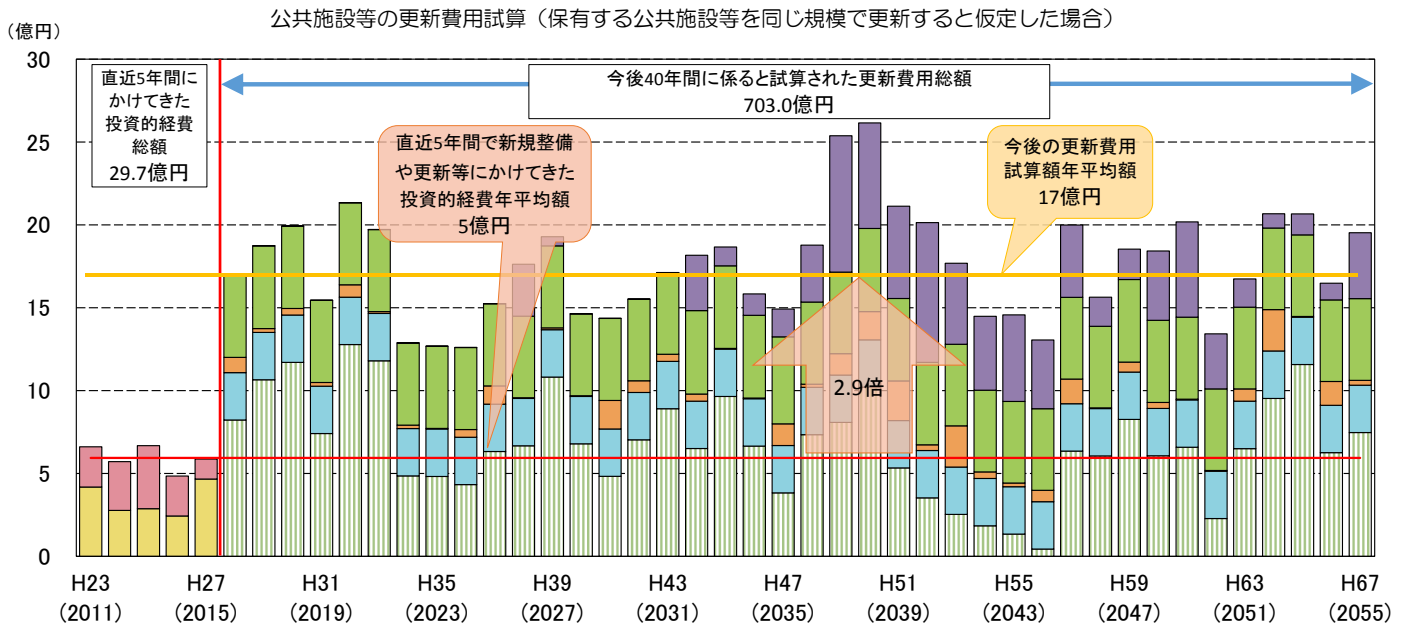
建築年度別延床面積の推移



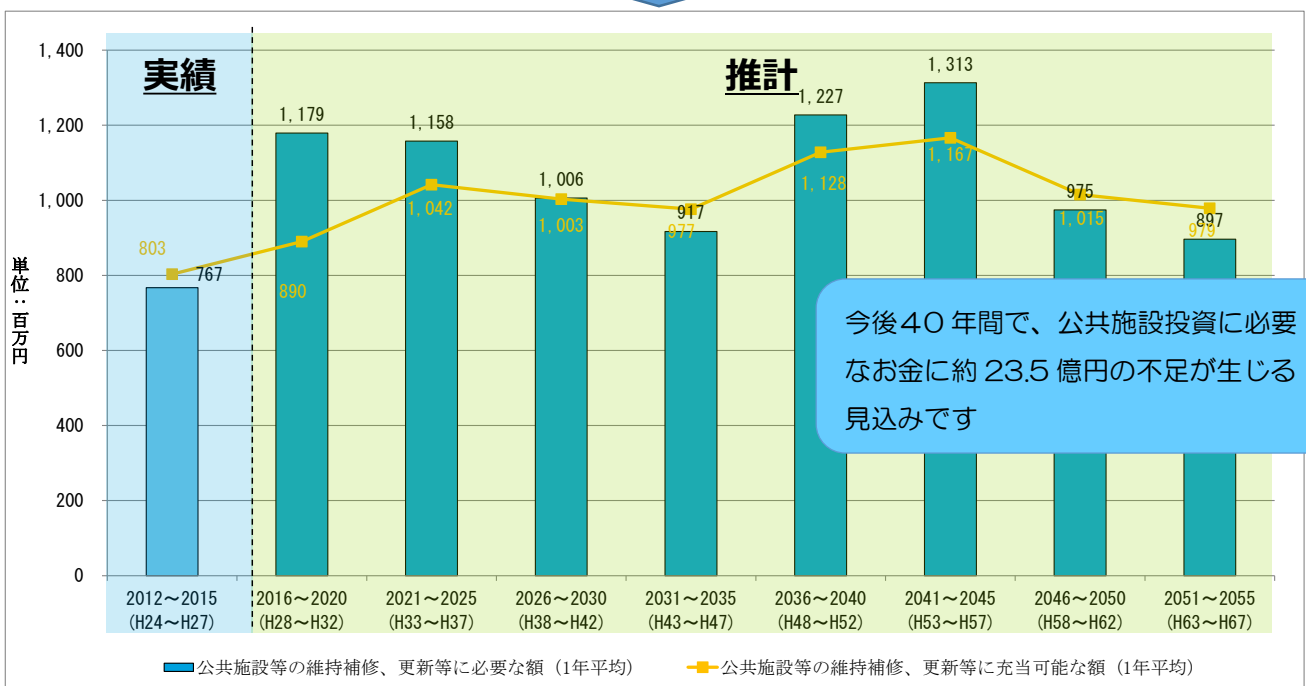
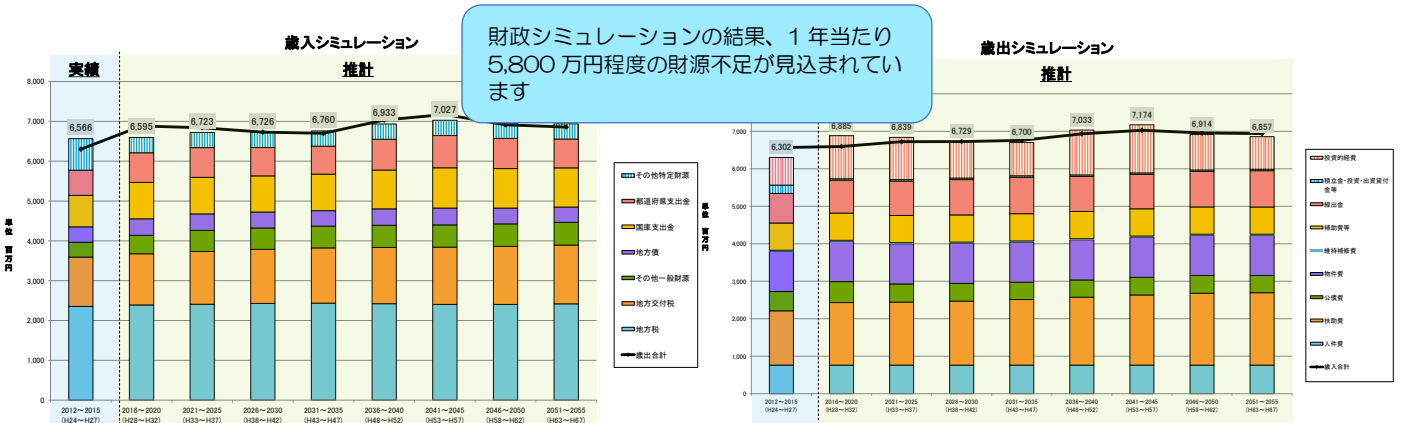
吉岡町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和 44 年度から平成 16 年度にかけて何年かおきに集中的に施設整備がなされています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55 年度以前に整備された施設は全体の 35.2%にのぼり、大分類別に延床面積でみると、学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション系施設が多くを占めます。

今後、何年かおきに建替えや大規模改修などの検討が必要な施設が集中

3. 公共施設等の更新需要の増大



4. 公共施設にかけられる財源の限界



公共施設等の管理に関する基本的な方針（公共施設全体の最適化を目指して）

次の7つの実施方針を、公共施設等を管理していくうえでの基本的な考え方として掲げます。

① 点検・診断等の実施方針
・公共施設等の管理において、点検・診断等は維持管理の必要性の有無やその方向性などの意思決定を行ううえで重要な基礎資料となります。そのため、どの施設においても定期的に点検・診断を実施します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
・点検・診断結果を踏まえ、修繕が必要な箇所が判明した際は、優先度を付けて迅速に修繕できる体制を構築します。また、点検で不具合が見つからない箇所も、過去の経緯から機能の劣化が想定される箇所は、予防保全の観点から機能回復を図ることで、トータルコストの縮減や平準化を図ります。
③ 安全確保の実施方針
・調査・点検等により、施設利用者に対して危険性があると認められた公共施設等については、安全確保にむけた取り組みを行います。今後、維持が難しいとされる施設については、安全確保の観点から、供用の廃止などの対応を適切に行います。
④ 耐震化の実施方針
・耐震診断の結果、耐震性を確保できていない災害拠点やインフラ施設は、速やかに耐震補強を行います。
⑤ 長寿命化の実施方針
・適切な点検やその結果に基づく適切な維持管理や予防保全を行うことで、少しでも長く施設を使い続けられるように対応を図ります。
⑥ 統合や廃止の推進方針
・人口の増加により施設が不足する現状では、施設の統廃合や複合化の余地は少ないものの、長期的には少子高齢化の進展に伴う子育て施設の余剰、高齢者福祉施設の不足も見込まれます。人口構成の変化による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財源確保の見込みを踏まえ、人口減少に伴う施設の複合化、統廃合の視点だけでなく、子育て施設を高齢化施設へ転用するなど、既存施設の有効活用により施設量の増大を抑制する視点からも施設量の最適化を進めます。
⑦ 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
・公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等に関する取り組みを確実に進めます。 ・建築物の計画設計、維持補修に関する設計管理などについて、全庁での情報を共有・集約することによって、最適な意思決定を行える体制とします。 ・職員一人ひとりが、自治体経営における全体最適化の意識を持ち、公共施設マネジメントに取り組む体制をとります。 ・町と町民、NPO、企業など、様々な主体が連携して、公共施設を有効に活用し、地域の持続的な発展を目指します。

フォローアップの実施方針（抜粋）

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて一元的に管理できる体制の構築を図ります。公共施設の利用状況などは、~~各施設所管課により~~適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

本計画の着実な推進にあたっては、全庁的な取組体制をとり、公共施設の効率的な配置に関する検討審議等を継続的に行っていきます。

2 再配置計画、個別施設計画の策定

今回の公共施設等総合管理計画を受け、より具体的な取組内容について、今後、再配置計画の検討を進めてまいります。なお、再配置計画の策定が必要となった場合には、地域や町民のニーズを最大限汲み取りながら進めます。

また、平成 32 年度までに策定が求められている個別施設計画については、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従って進めてまいります。

3 フォローアップの進め方について

- ①本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、毎年評価を実施します。
- ②本計画は、本町を取り巻く社会情勢や国の施策等の推進状況等を踏まえて見直し等を図るとともに、上記の進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合にも、改定します。
- ③基本計画として位置づけられる本計画に沿って個別施設の再編整備計画を検討し、具体的な取組を進めます。
- ④公共施設白書は、公共施設マネジメントシステムを活用し、本計画の改定時に更新を行います。

編集・発行

吉岡町

URL : [ttp://www.town.yoshioka.gunma.jp](http://www.town.yoshioka.gunma.jp)

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

TEL : 0279-54-3111（代表）

FAX : 0279-54-8681

